

重要なお知らせ

新庄都市ガス株式会社

令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、物価高により厳しい状況にある生活者を支援するため、家庭の電力使用量の最も大きい時期である1月から3月の冬期の電気・ガス料金を支援することが盛り込まれました。

この発表を受け当社は、経済産業省資源エネルギー庁「ガス価格激変緩和対策事業」の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（以下：総合経済対策）」として、都市ガスの使用量に応じた料金の値引きを実施いたします。

総合経済対策は、ガス料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨のもと実施されるものです。

総合経済対策による値引きの対象は、当社の都市ガスをご契約いただいているお客さまとなります。お客さまによるお手続きや当社へのご連絡は必要ありません。

(1) 値引き期間	値引き単価（税込）/m ³
◦ 令和7年1月・2月使用分	10.0円/m ³
◦ 令和7年3月使用分	5.0円/m ³

(2) 値引き方法

毎月の都市ガス料金の計算の原料費調整による単位料金に値引き額を反映します
ガス料金の算定方法につきましては、当社ホームページのガス料金表から計算することができます。

※詳しい情報は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

→ [特設サイトはこちら](#)

以上